

平成 28 年度第 1 回稲城市総合教育会議

平成 28 年 12 月 14 日、午前 10 時 00 分から稲城市役所 601・602 会議室において、平成 28 年度第 1 回稲城市総合教育会議を開催した。

本会議については、稲城市総合教育会議運営要綱第 9 条の規定に基づく議決により一部非公開とされたことから、以下、同要綱第 13 条第 2 項の規定により必要と認められる事項について記載する。

1 出席構成員

稲城市長	高橋	勝浩
稲城市教育委員会委員長	小野	好江
稲城市教育委員会 委員長職務代理者	城所	正彦
稲城市教育委員会委員	保坂	律子
稲城市教育委員会委員	今泉	浩史
稲城市教育長	小島	文弘

2 出席説明員

企画部長	武藤	路弘
総務部長	小林	高明
教育部長	伊藤	徹男
教育部教育指導担当部長	杉本	真紀子
企画部企画政策課長	柴田	光洋
総務部総務契約課長	山田	弘
教育部教育総務課長	石田	昭男
教育部指導課長	岸	知聡
教育部教育総務課教育総務係長	斎藤	晃二

3 事務局

企画部企画政策課長	柴田	光洋
企画部企画政策課企画政策係長	長崎	健
企画部企画政策課企画政策係	斎藤	麻衣子

4 協議題

- (1) 協議事項 平成 27 年度第 3 回稲城市総合教育会議において協議したいじめ問題の経過報告について
- (2) 協議事項 治安情報の共有及び公開のあり方について
- (3) その他

企画政策課長 事務局よりご説明いたします。本日、傍聴が可能な会議となっておりますが、現時点で本日の傍聴者はございません。このことを事務局よりご報告いたします。また、傍聴者は現状おりませんが、こちらの会議は公開の会議となっておりますので、生徒さんの個人情報等が絡む部分のご発言についてはご注意ください、よろしく願いいたします。
以上でございます。

市長 それでは、定刻ですので始めます。
28年度第1回ということで開催します。
協議題の1を次第の後にお付けしておりますけども、まず、1個目ですね。平成27年度第3回去年度の9月24日に協議したいじめ問題の経過について取り上げたいと思います。本件については協議事項になりますので、詳細説明の後に意見交換をお願いします。
初めに、教育指導担当部長から説明をお願いします。

教育指導担当部長 本件につきまして、詳細な説明を行うにあたり、当該学校の学校長を招集しております。

(学校長の入室)

教育指導担当部長 それでは、学校長より詳細説明させていただきます。

学校長 おはようございます。本事案につきましての視点ということで、大きく3点お話させていただきます。
まず、1点目は、当該生徒に対しての取組、両親の対応も含めてお話させていただきます。2点目が、本事案を受けての校内体制、その後、どのように取り組んできたのか。そして、最後に3点目が、校長として全校生徒に対して、どのように働きかけてきたのか。そういった観点、視点でお話させていただきます。
まず、当該生徒に対しての取組ですが、5月になりまして、当該生徒の父親が校長室に来られ、相談を受けました。これまでの本校での取組、その取組に対する不満、そして今後の見守り、そして再度事案が発生しないようにということの依頼、そういったことを5月に父親自身から直接話を聞きました。
そこで確認しましたことは、私と当該生徒の家庭とにおいて連携を深めていまいしょうと、情報の共有、そして本人の悩みに寄り添いながら連絡が取り合えるようにしていまいしょうということで、一つは見守り、そして直接私の方から当該生徒に声をかける、そういったお約束をしました。
その後、子ども達の教育活動を支えるということで、様々なボランテ

ィア活動に協力していただくことができています。その折に、お子さんの様子について、お父さんと情報交換するようになっています。

次に、本人との約束についてですが、携帯電話を緊急時に使用できるようにということで、緊急時というのは自分が我慢できなくなった時に、母親と連絡が取り合えるようにするというので、私の名刺に携帯電話を学校に持ってきても構わないと。しかし、かばんの中に入れて、他の生徒に見せるなどはないようにということで、私自身の名刺に携帯電話を持ってきてもいい旨、そしてそれをどのように活用するのかということの理解も含めて約束をしたところです。

本人との約束の中では、二つ目に、常に校長室の扉を開けているので、その時には校長は在室している。もし、いじめにあたり不安を自分の中で解消できなかつたりした時には、いつでも駆け込んでください、相談しなさいということで約束しました。

それから、本人の声かけとして、2年生の後半より、当該生徒は部活動に熱心に取り組んでくれていました。そういった活動の中で、声をかける、あるいは褒めることで自信を持たせる、そういうことを意図的に働きかけてきました。また、行事への取組の中で、終わった時にどうだったというようなことも声をかけ、集団活動の中での彼のあり方について捉えるようにしてきたところです。

また、日頃においては、これはもう回数については何度ということとは言えませんが、授業観察を行いながら、ノートを取らない時にはノートを取るように声をかけたり、寝ている時には肩をたたいて学習することを促したり、少し落ち着きがないなと思える時には、アイコンタクトで頑張るようにという、そういった声かけ並びに態度で本人の活動がより良くなるように働きかけてきたつもりです。

2点目の校内体制ということで、大きく4点あります。

まずは、当該学年における取組ですが。朝、副担任は子ども達が登校するところから挨拶運動を通して声をかけながら、子ども達の状況を把握してまいりました。そして、当該生徒が所属する学年については、担任が朝の会を行っている折に、副担任が廊下を巡回し、何事もないわけですが、子ども達の落ち着き具合を把握してきたところです。本来ならば、休み時間には職員室に戻って、次の授業の準備をするところですが、この学年においては常にその階に職員がいて、子ども達の見守りに努めてきたところです。

また、本事案だけではなく、子ども達の課題や生活指導上の問題については、月に1回の学年会において情報交換し、その会の中で消化できないところについては、随時集まって学年会を開いてきたところです。

二つ目は、生活指導部会ということで、生徒の問題行動等について情報共有を図る、そして方策を立てる会を週に1回、時間割りの中に位置付けて取り組んでいます。そこでは、3学年の子ども達の情報交換をす

るとともに、具体的にどういう手立てで改善を図れば良いのかということを図ってまいりました。

また、三つ目ですが、特別支援教育の視点から、特に発達障害にかかわる対応について、通常学級に在籍する生徒達の課題解決のために、特別支援教育の校内委員会を週に1回設定して、情報の交換、そして関係機関へのつなぎ、そういったことを行ってきたところです。この校内委員会には、特別支援教育のコーディネーター、養護教諭、副校長、各学年の担当職員、通級指導学級の代表教諭ということで、発達障害の課題解決に向けて議論してきたところです。

そして、四つ目では、毎朝職員の打ち合わせが8時20分から行われますが、様々な子ども達の問題行動あるいは配慮すべき点について、朝の打ち合わせで各学年から報告を上げるようにしています。何もない日もありますけれども、事案が発生した時には全員で情報について共有することに努めてまいりました。

そして、最後の3点目です。校長としてどのような取組をしてきたかということですが。様々な事案の未然防止策、さらには事案が発生した時の早期解決策、そういったことは教職員に日々、話をしてきているところですが。特に子ども達に対して、どのように働きかけてきたのかをお話させていただきます。

まず、始業式の折には、あえていじめ、そして暴力行為の根絶について子ども達に投げかけ、考えるきっかけを提供しました。いじめや暴力行為が悪いということは分かっていますが、やはり子ども達の心を耕すということを図っていかなければいけないと思っております。そこで、注意を促すとともに、本校での挨拶運動をさらに推進していく、いわゆる開発的な取組、主に挨拶運動や朝の読書活動を通して、子ども達の感性を図る、そういった取組を行ってきているところです。

二つ目ですが、東京都教育委員会は6月、12月、そしてこれまでは2月にふれあい月間を設定し、その中でいじめの根絶について、様々な施策について各自治体を通して学校に働きかけてきています。6月の朝礼においては、ふれあい月間ということで、いじめ、そして不登校の未然防止について、どうしてこういう月間が設定されているのか、そしてこれから各生徒が回答するアンケートのあり方について話をしてきました。特に、ここで話してきたことは、大人に相談すれば、100%解決することは難しいかもしれないけれども、7割、8割は解決する。そして、その残された2割、3割、これについては繰り返し指導を行っていく、我慢をしたり、見て見ぬふりをしたりしない、そういった雰囲気作り、それも大事なのだという話をしてきました。そして、相談窓口についても、入口は担任あるいは養護教諭であると思いますが、様々な教員に相談ができる、そういった環境を作ってきたところです。そして、その時子ども達にあえて話してきたことは、世界の人口は73億以上、その中でたっ

た数百名の生徒がここに集まっている。たった数百名の中でどういう生活をするのか。悪口を言われた、暴力を振るわれた、そういったことを問う話をしてきました。それとともに、好意の返報性、相手に対して好意を抱いていれば、きっとそれは自分に返ってくる、そういった生活を心がけていこうという話をしてきたところです。

そして、三つ目になりますが、長期休業日を迎える7月の朝礼の時には、SNS学校ルール作り、これについては本校のPTA協会とともに、改めて東京都が発出したSNSルール、それを勘案しながら改定して、子ども達にソーシャルネットワーク上でのいじめの問題について課題提起してきたところです。このことは、保護者会の中でも保護者への協力、これも求めてまいりました。そして、保護者からの情報提供、これがいかに大切であるかということも問うてきました。

そして、最後になりますが、11月のふれあい月間においては、朝礼の折に、これは道德の時間も少し活用しながら、およそ30分間時間をかけて、いじめの解消にということで子ども達に話をしてきました。このことについては、本市教育委員会より、いじめの定義について改めて資料を情報提供いただきましたので、法に定められた暴力行為、いじめにかかわる暴力行為には、単に身体的な行為だけではなく、もの隠し、あるいは悪口を含めた暴言、そういったものも法令上は暴力行為として位置付けられているという話をするとともに、少ない集団の中での生活のあり方について、お互いが気持ち良く生活できるようにするには、どういうことを大切にしていけば良いのか、小集団での雰囲気作りについても、子ども自身が考えを深めることができるように話してまいりました。

学校長として、まずは当該生徒がどのような状況に置かれているのか、そのことを日々把握しつつ、本人の意欲、さらには学校生活の中での満足感、そして本人からの訴えや声を受けた保護者の受け止め方、そういったところを把握しながら、校内全体で取り組んでまいりました。特に、当該学年の職員においては、本当にその生徒のことを考えながら常に行動そして協議してきた、そのように校長としては受け止めております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

市 長 はい、ありがとうございます。

まず、総合教育会議はできてまだ間もないということではありますが、色々な学校現場、教育委員会の中の現場で起こっていることが必ずしもうまく解決できていないことが現状あるために、今回、総合教育会議というものが制度化されて、法律が改正されたと認識しています。そういった意味で、何か教育現場あるいは教育委員会の中で、できるだけ円滑に事が運んでいる際には特にお呼びし、お聞きすることはないですし、主にこの総合教育会議の一番の主たる目的は稲城市の教育大綱、教育の全体方針みたいなものを決めて、教育委員会、現場でそれを守って

もらうという一番上の委員会ですので、そういった役割があるわけです。

一方でこれができてきた背景というのは、なかなか学校でのいじめの問題が解決できていないというあたりをどうしたら良いか、現時点で起こっている事象をどうやって一緒に解決できるのかということを考えていこうということですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

本件については、最初の一事案として取り上げさせていただいたのは、日が経ってしまったので、大分ベース案件についてもうろ覚えですが、いわゆるいじめ問題であって、しかもいじめられている子に身体的被害が及ぶ可能性があり、かなり重大な案件だという認識が聞いた瞬間にあるわけでありますが、学校にそのような認識がないように思える。もしくは、いじめられている対象児の方が何か問題があるかのような言動というのが伺われて、自殺につながりかねない重大な案件である。しかも、当時の学校もそれについて認識が不足するという中で、非常に地域あるいはかかわっている議員さんからもかなりお叱りを受けた案件であります。そこで緊急に取り上げて、必要な措置もお願いしたわけであります。

そのことで、当時のその昨年9月には取り上げて、一応、総合教育会議としてはこういうような意見を差し上げて、それについての改善をお願いしますということなので。今、先生から今までの対応についてのご説明をいただきました。改めて、この昨年9月の総合教育会議から出した意見を含めて、今、先生からご説明あったことを含めて意見交換をしたいと思います。何かご意見があればよろしくお願いします。

はい、どうぞ。

城 所 委 員 前回の総合教育会議の中で、言い方が悪いかもしれませんが、当時の学校のマネジメント力といいますか、いわゆる指導力の部分、それからその職員間の認識不足、情報共有ができてなかった部分というのは、私の印象としてあったのですけれど。その辺の改善が、今回のご説明でよく分からなかったのですが、朝の職員の打ち合わせの時に情報共有されているということがありましたけれど、実際にその現場の中で職員の皆様方の共通認識、情報共有の現状はどうなのでしょう。

学 校 長 本校の教員の意識、かなり高くなっていると思います。一つの学年で事案が発生した時に報告がないとすぐに全体で説明してくれと、そういうような話も教員の方から声が上がってくるようになってきておりますので、意識の高まりとともに、実際、必ず事案が発生した時には共通の情報提供をすることになっております。

城 所 委 員 連携体制はどうでしょうか。

学 校 長 連携体制は、やはり生活指導主任を中心に、やはりこれは校長自ら一

緒に動いていかないといけないという認識を持っておりましたので。それは、自分と生活指導主任、学年主任が中心になって進めているという状態です。

教 育 長 色々説明していただきありがとうございます。
まず、最初に確認したいのは、現状としてこのいじめ問題は解決したのか、あるいはどのような状況かということをお教えいただきたいです。

学 校 長 本事案にかかわっていた関係生徒、3年生になったということで、かなり雰囲気が変わってまいりました。これは学年の雰囲気です。そして、本校の体育祭が行われましたけれども、その様子を見ていても3年生としての自覚を持ち、そして中心になって頑張ってくれていると思います。
課題のある生徒についても、その後ですね、ほとんど問題行動を起こしておりません。授業中にだらしなくなっただけで注意を受けるような場面も含めますけれども、非常に3年生として頑張っていると思っております。
そして、何よりも当該生徒ですけれども、実は夏から高校の入試相談が始まりますけれども、早々に自分の行きたい学校を決めて、しかも、その点については保護者と意見の相違があったのですが、本当に行きたかったら自分で親を説得してごらんと言ったら、本当に自分で説得して学校を決めてまいりました。また、部活動でも十分な取組はできていませんが、その都度、声をかけることで本人も自信を持ってきたような気がします。

しかしながら、4月から全てが順調にいったわけではなくて、やはり波がございます。言わなくて良いことを言ってしまって友達とトラブルになったり、あるいはやらなくて良いことをやって変にトラブルになったりということはありませんでしたので、その都度担任の方から保護者に事実を説明して、そして本人とも話をし、本人の状況、特に納得がいつているのかどうか、それともまだ不安を抱えたままなのか、そのあたりをつかみながら進めているところです。

教 育 長 ありがとうございます。本当、安心しましたけど、今の話でもまだ言わなくても良いようなところもあるということなので、引き続き注意深く対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

市 長 いかがですか。

保 坂 委 員 今、校長先生のお話すごく心強く拝聴しました。生活指導の先生の生徒への対応ですとかそういうことについてもご説明いただいたと思うのですが、昨年、学校訪問に伺いました時に、お若い先生が何人かの先生の影響を受けて比較的こう私達の耳にも結構乱暴な言葉を使って

いるというような印象を持ったのですけれども。先生方についても、若い先生方の生徒に対する接し方ですとか、何か変化があったのでしょうか。

学 校 長 教員に課題があるというような認識を持っていましたけれども、考えが変わりました。教員に課題があるのではなくて、教えられていない。若い教員、本校が初めてで5年未満という教員が正規教員の3分の1。その教員ですが、言えば動くのです。言えばやる。けれども、これまで教えられていない。そして、これまで朝会で何度も話してきましたけれども、生徒指導の入口って何だって話をしてきました。それは、やはり各担任の挨拶の指導であり、朝の会や帰りの会の指導であり、給食の時間の指導であり、掃除の時間の指導である。掲示物が破れていれば、子どもの心の内が見えるだろうから、そのような時にどのような指導をすれば良いかということ。若手教員については、極力様々な事案の資料を机上に配るとともに、個々に声をかけながら、指導のあり方について身に付いていない部分があるというように認識していましたので、行ってきたところです。

また、ベテラン教員については、口でも構わないから若手教員ができていないことに対して、やはり指摘してほしい。そして、教員同士で口論になるようだったら、それはもう直接管理職である副校長や私のところへ来て相談してほしいということで取り組んできました。前向きな気持ちを持って仕事をしてほしいと思いますし、やはり働きやすい職場であるということが教員にとっては一番の励みになるかと思っています。

以上です。

市 長 小野委員長いかがでしょうか。

小野委員長 非常に色々なことで先生方も前向きになってきているのではないかと、印象を校長先生のお話から受けました。

発達障害につきまして、教員の方の全体の理解度がどのくらいあるのか。そういうものについて学習会などはやっているのか。それから、子ども達にも、そのような子ども達がいるということではなくて、色々な場面で発達障害についての理解を促すような指導はなされているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

学 校 長 最初に、子ども達の理解ということ、そちらの方からお話したいと思います。

やはり、全ての教育活動のベースになるのは人権教育や道徳教育だと思っています。子ども達の心を耕す、学校のとても大切な役割は学びの場であると思うのですが、その学びの場が一人ではできないこと、その

ことをいかに子ども達が理解し、様々な行事を通して学んでいくのか。机に向かうだけが学びではないというように子ども達には話をしています。

そして、もう一つは、自分のことだけではなく、もちろん自分を大切にすることでも大事ですが、自分のことだけではなく、他者を思いやる気持ち、自他の生命とともに気持ち、そこも大事だよということを話してきています。それを受けて、本校では、道徳の時間をとても大切にしている、道徳の校内研修会を、道徳教育の推進教員がいますけれども、自ら授業を行って校内で勉強したり、先生方も保護者に対して授業公開ということで地区公開講座のみならず、小中連携においても近隣の小学校の先生方を招いて道徳の公開を行ったりしているところです。

そして、また、発達障害にかかわる理解、これはやはり本校の職員だけではなくて、教育にかかわる者は全てこの特別支援教育の正しい理解を推進していかなければいけないと思っています。国の調査では発達障害にかかわる児童生徒は6.5%という数字が出ています。発達障害を診断されても、クラスの中で全く問題を起こさないお子さんがおよそ半分ぐらいいるわけです。しかしながら、その反対で、残った半分のお子さんについては、何らかの支援が必要である。その支援が教員の感性ではなくて、医療的あるいは関係機関の助言を受けながら指導に生かしていくということが大事だと思っています。そのような意味では、昨年度までは特別支援教育の校内委員会は全く機能していませんでしたが、コーディネーターが強く自覚してくれて、頑張ってくれています。そのような意味では週に1回の校内委員会、そこを中心にしながら発達障害について理解を深めているところです。

この発達障害については、概念的なものであってはいけないと思っています。一人一人の子ども達の具体的なケースに対して、どういう支援が必要かというところがいわゆる合理的配慮と言われている部分だと思いますので、そのあたりを大事にしながら、知的障害学級、通級指導学級の機能も活用しながら進めているところです。

委員長

ありがとうございます。子ども達は日々変化してくるというのは当たり前前のことで、色々な問題が起きる。でも、そのところで先生方が力を合わせて前進していく。どんな時でも教職員が学校に来ることがとても楽しいというような姿勢に今、なりつつあるのではないかと、先生のお話伺いながら。先生が考え方を変わると、何も指導されていない、そのような教員が多くてというところからスタートしてきているので。これもぜひ、色々な意味では、教員の教育もまたみんなで行って行くということが大切ですので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

市長 今泉委員はいかがでしょうか。

今泉委員 被害生徒のいじめを受けていた子については非常に進路の方についても明るい兆しが見えてきたと思うのですけれども。いじめた側の方が3年生になって大分自覚が出てきたということなのですけれども。色々と先生方の方でやっていただいた結果がそこに表れているのかなど。

ただ、もう一つ、逆に親御さん、保護者の方の具合がどのようなであったのかなど。今回のケースだけではなく、今後もまあ、いじめを受けた側は親御さんからの被害なり、学校の方に意見が出てくるとは思います、いじめをした側の親御さんというのは、まず、そのようなこちらの方がいじめをしているというような意見は学校の方に出るこないと思います。なので、受けた側からそのような話が出た時の保護者への対応というのは、どのような形を考えていらっしゃるかということをお話だけいただければと思います。

学校長 子ども達、いわゆる加害・被害の双方の生徒から事実を確認し、それをすり合わせることで加害生徒の保護者や被害生徒の保護者に連絡を取っています。基本的に、その加害生徒の保護者、学校でこうでしたと話をすると、ほとんどが協力的で、それについてすぐ謝罪に行きますとか、しっかりと子どもには言い聞かせますということで協力してくれてはいます。しかしながら、子どもの行動ですから、また時間が経つと同じような傾向が見られるのですが、その都度指導しているところです。

また、その被害を受けた保護者の捉えとしては、やはり、我が子を守るの自分しかいないという思いがあると思いますので。まずは、お子さんからどのように話を聞いたのか、そのことを受けて事実確認をしたことと違うことがあれば、そこはしっかりと説明します。そして、学校あるいは教員として対応が不十分なところについては、今後どのようにしていくのかという方策、スケジュールについて具体的にお話させていただきながら、お子さんを見守ることをお願いしております。

今泉委員 いじめをした側の方もしっかりと指導されて、真つすぐに卒業していただきたいなと、このように思ったので、よろしくお祈りします。

市長 他にどうでしょうか。よろしいですか。

以前は遅々として対応が進んでいかなかった感があったのですが、ご報告いただいたとおり、ある程度改善に向かっているというので、大変ありがたいと思っています。

本件については色々な要素があるにしても、一つは被害者、いじめを受けている方へのフォロー、それから加害児童へのきちんとした指導、それと発達障害あるいはそれにまつわるいじめに関しての教員、先生方

の正しい理解、知識の啓発、さらに全校生徒にそのことをきちんと伝えるという、そのようなポイントをしっかりしていただければ解決は進むのではないかなど。いずれも今、要素として四つのポイントは、先生から先程ご説明があつて質疑を行ったとおり、それ相応に改善されているのかなというので、概ね安心していましたが。

一応、最後にまとめというわけではないですが、今年の9月に意見として文書を出していますが、一応、その項目それぞれが改善できたのかどうかだけを簡単に確認させていただきたいと思います。

本案件の被害生徒への対応について、見守りについて。これは先程、校長先生からお話があつたように対応されていると。次に、その結果として管理職及び全教員間について情報共有、このような課題については問題だと。何か何となくやり過ぎている感があつたのですが、これは大丈夫ですね。次に、本人、保護者。親御さんについて心因的に何か問題を抱えていらっしゃる。だから本人だけを云々ではなくて、必要に応じて親御さん、保護者のカウンセリングなどにも取り組めるように、スクールカウンセラー、そのような子どもの相談という枠をあげてしまうと親御さんもなかなか相談しにくいので、名称を変えて、その親御さんもカウンセリングを受けられるような形も考えたかどうかということ意見をさせていただきましたが、この辺はどうですか。

学 校 長

本校では毎週スクールカウンセラーが来ています。まず、本人の相談ということですが、これは本人があまり望まない。むしろスクールカウンセラーのところに行くよりも私のところに来て、色々な話をすることが多かったと思っています。そのことは必ず学年の担任にも伝えているところです。動きとするとすごく分かりやすい動きをするので、そのことについては、相談窓口は彼にしてみると私に直接言えるということが一つの安心材料になっていたのかと思っております。

また、お父さんは様々なことはあつたけれども、これから色々な行事で自分の子どもの様子を見ながら、心配になったら直接私に相談したいと言ってくれていました。お母さんと担任とのかかわりが一番難しかったです。1学期は本当に心配で仕方がなかったのだと思います。毎朝のように電話がかかってきていました。それはやはり、まだ本人の気持ちが安定してなかったという部分もあつたと思うのですが、その回数が減り、最近では電話がかかってきてもお母さんの笑い声が聞こえるようになってきたので、非常にそのあたりは担任と良好な関係が築けつつあるのかと思っております。しかし、昨日も担任と話しましたが、まだ卒業までに日があるし安心はできないと、子どものことですから色々な人間関係の中でまた色々なことが起きるだろうという想定の下で注意していこうという話をしたところです。

市長 はい、分かりました。本人、保護者とスクールカウンセラーの相談の機会が得られるように努める。これはこれとして課題としては認識していただきたいと思うのですが。もちろん、担任の先生や校長先生に直に相談できるということは一番良いことですから、今の話を聞けば良い方向に対応できたのかと思いますけれども。それが全てでもないと思うので、本件についてはスクールカウンセラーの出番はなかったかもしれませんが、今後の観点としても頭に置いておいていただければと思います。

次が、いじめ撲滅に向けた取組。教職員がいじめ認知についての認識不足を改める。これは先程お話があったように新人の教員でそのような研修を受けてないということで、ぜひ、取組を引き続きお願いしたいと。次に、いじめはどこでも誰にでも起こり得るとの認識を持ち、日常的な生徒の観察に努める。これも同じですね、認識を持ってもらおうと。いじめやその可能性のある案件が発生した場合、当日の事実確認、情報共有、当該生徒・保護者への指導徹底。この辺も何か序盤では不十分だったようですが、これはもう改善されているということですね。いじめ防止対策委員会、校長先生の話だと従前は機能していなかったということですが、今はきちんと。

学校長 それはいじめ防止対策委員会ではなくて特別支援教育にかかわる校内委員会です。校内委員会という名称はあったものの、その機能が十分ではなかったので、発達障害にかかわるところの取組を中心に進めております。いじめ防止対策委員会、学校いじめ防止対策委員会が正式なところですが、これは重篤な事案、都の方で三つ示されています。身体や財産に影響が出た時、本人や保護者からの訴えがあった時、長期欠席及び不登校の傾向が見られた時というような事案に対応する時にはこの対策委員会を開かなければいけないという認識で、学校のいじめ基本方針の中にも設定しております。これに代わるものとして、生活指導部会で毎週情報共有してきたところでございます。

市長 これについては、異論があるのですが、これをやってくださいという意見だったのですが、やっていないのですか。

学校長 対策委員会という形ではやっておりません。

市長 ここは少し認識の違いがあるだろうと思うのですが、これに該当するぐらい危機的な状況であるのに、学校側では認識がない。だから、これを開催しなさいと意見として言っているのです。教育委員会としてはどう考えているのでしょうか。

委員長 これは校長先生のお話からすると、名称が違っても校内対策委員会を

ずっと開いていらっしゃるという、それに代わってやっていたというような認識でいらっしゃるのではないかと思うのですが。名称は違うけれども内容的には同じように取り組んでいらっしゃるというように私は認識しましたけれど。そのあたりはどうか。

学 校 長 そうですね。校内でこの名称を付けて取り組んでこなかったということは正直、今、ご指摘を受けて認識が甘かったと私も思っています。ただ、その実働的な部分としての役割は生活指導部会の中で、この案件も含めて意識してやってきたつもりではあります。

市 長 教育指導担当部長はどうお考えですか。

教育指導担当部長 学校におきましては生活指導部会を同じ会という位置付けで行ってきたというところがありますけれど、この当該生徒に関してのいじめ対策状況につきましては、昨年度の発生以降、事務局職員の指導主事と副校長との間で、一時期は毎日、今日の状況はどうだったかということを経験と確認した上で報告させていたということなどからも、毎日の確認、そしてさらに生活指導部会を変えた形でありますけれど、週1回の定期的な防止対策委員会は設置していたと認識しております。

市 長 設置していたのですね。

教育指導担当部長 はい。

学 校 長 これは時間割の中にもきちんと取り入れて、教員の授業とは別の時間を確保して進めてまいりました。

保 坂 委 員 先程校長先生からお伺いした時、私のメモでは情報交換というように、月1回学年1回で情報交換、朝の会で生活指導部会、週1回教員情報交換というようになっているのですが、それが対策委員会とほぼイコールであるという。

学 校 長 学年や朝の取組とは異なって、校内委員会と生活指導部会はそれぞれ週に1コマずつ位置付けて取り組んでいます。

教 育 長 実施している。実際、内容的には実施していたと思うのですが、むしろこのような指示があったのだから、本来いじめ防止対策委員会として開催すべきだったと思います。そこが認識の甘さと捉えられてしまうわけですね。だから、せっかくやっていたのであれば、そう対応すべきだったということです。

市長 もうやってしまったことは仕方がないし、やったのかやらなかったのか明確ではないけれども、いずれにしても、重大な問題だということで総合教育会議にかかっているわけですから、それをその指示通りやってもらわなかったら困るということを、教育委員会として、学校現場として少し考え方を改めてもらいたいと思います。

次にいきまして、生徒への対応。いじめに対する指導については校長先生がおっしゃったように、道徳の時間の時の指導ということを含めて取り組まれているということですから、よろしいかと思います。発達障害の支援はいかがですか。

学校長 学校としては指導上の困り感や、生徒自身においては自分では解決できないような特性があるということについては、校内委員会の中で取り組んでおります。

市長 改善されているということですね。当時呼びして、担任の先生や養護教諭の先生のお話を直接伺った際には、特に養護教諭の先生の態度がかなりひどくて、生徒に何か問題が色々あるかのような認識だったようにも聞こえたものですから。意見交換して、正しい知識の習得をぜひよろしくお願いします。スクールカウンセラーについてはいかがですか。

学校長 スクールカウンセラーは、巡回もそうですが、保護者含めて本当に勤務時間を過ぎても面談作業をやってくれております。生徒からの相談も多いですが、保護者からの悩み相談が、やはりその家庭教育の困難さというものがあると思いますが、週に1回ではありますけれど、やってくれております。大体、6時、7時ぐらいになったら、私のところに最終的にその日の様子ということで報告に来てくれています。

市長 服薬指導、これは該当例があったらということですが、挙げられますか。

学校長 関係生徒で服薬をしている生徒がいました。この子は当時は服薬をしていなかったという状況もありましたけれども、その後は服薬を続けながら生活の状態も改善されています。今は、もう服薬してないと思います。

市長 はい、わかりました。発達障害への理解を深める。これは特別支援教育の校内委員会を活性化することで対処できているということだと思うのですが、よろしいですか。

学校運営に関して、校長のリーダーシップについてはお話を伺ったら、

取組が進んだので良かったと思えました。それから、教職員の人権感覚を高めること、これは一般問題ですけども、どうでしょうか。

学 校 長 人権教育については、学期に1回は東京都が配布している資料を活用しながら、チェックリストを使って確認したり、話をさせていただいたりしています。

市 長 最後、失礼ながら関係者、ヒアリングさせていただいた中で、総合教育会議の中で一番このあたりが根っこにあるのではないかと思われたところでもありますけども、その担当の先生に対してご指導、ご注意等については何か取り組まれたことはいかがでしょうか。

学 校 長 各教員と面接を行って、本校での勤務の状況について聞きましたけども、最初は10名が来年度は異動したいというように申ししていました。教員の勤務実数を見ると、本校は非常に短いですね。やはり、遠方からであっても長く勤めたいと思う学校になってほしいと、そういう話をしてきて、どうしても校長の方針に合わないですとか、家庭の事情でやむを得ないという範囲は仕方がないと思えますけども、やはり子ども達のことを考えるのであれば、もう少し地域と密着を図りながら、長くいてほしいということで指導してきたところです。結果的には、今回の異動で普通異動と言われる2名の教員の他、8名は最近のヒアリングでは本校にいたいと答えてくれるようになったということは、とてもやりがいがあるなと思っております。校長だけでなく、やはりそこは地域の方、保護者の方からも情報提供や協力をいただきながら、そして教員が子ども達に向き合える時間をしっかり確保する原点が大切だと改めて感じるところです。

市 長 ありがとうございます。本当にわずかな期間でありましたけれども、先生方の取組、劇的に変わってきているのかなということで、良い方に変わってきたということが見て取れるので、本当に安心しました。ただ、それに安心しきりではなくて、常にそれを維持していただきたいと思います。当該校だけの問題ではなくて、稲城市全体の問題であると思うので、今後とも何か問題があった場合については一生懸命考えていこうということをお願いしたいと思います。

その他、特にございますでしょうか。

(質疑・意見等なし)

市 長 なければそれでは、校長先生、ありがとうございます。

(学校長の退室)

市長

次に、協議題2番目の治安情報の共有及び公開のあり方ということでございますけども、今日は冒頭から総務部長と総務契約課長に同席していただいております。一種、いじめの問題プラス非行の問題、果ては犯罪の問題、防犯問題ということは、それぞれ別の問題でなくて結構つながっている部分がある。しかも、そのいじめの問題などの原因に発達障害という色々な課題がつながってきているのかと。そういう意味では、役所ではそれぞれ担当が違うので防犯は総務という部分にはなるのですが。あえて今日、最初からいらしたのは、そのようないじめの問題、非行の問題イコール犯罪の問題というように絡んでくるのかなということなのです。

そこで、この間もありましたが、不審者が最近多いような言われ方をするけれども、いわゆる情報共有の仕方として、今までは積極的に広く出さない、学校近辺で起こると、その学校区域の学区内に電話連絡があったり、その学校の先生から担任の生徒に連絡がいたりというように、色々なそのエリア内での情報提供ということで止めていました。しかし、防犯面の意識向上のためにも、市内にメール配信で一斉に流した方が同時性もあるし、その辺の備えとか注意しなければいけないということもあるので、今はその学区内や近所だけではなくて広く市内にメール配信で一斉に流すようにした結果、不審者がすごく増えているように誤解されている部分もあるかと思えます。いないわけではないけれど、そんなに際立って増えているわけでもないのですが、情報の提供の仕方を広げようということはやっています。

その辺を含めて、今後それが行き過ぎてもいけないのかどうか。また、それをある程度公表する場合としない場合など、色々とその事案によってはあるので、それが統一されないで後で何か問題になってくると思うのです。それを教わっておけば防げた二次被害に遭ったなどです。そうになると、なぜそれを公表しなかったのだということになる。公表するかしないか、どこに公表するかということは恣意的になってはいけないのではということで、それを一緒に考えましょうということで、総務部をお呼びしました。それでは、その案件について、総務契約課長から説明をお願いします。

総務契約課長

総務契約課長の山田でございます。よろしくお願ひいたします。

私ども総務契約課では、防犯を担当しております。具体的には地域の皆様の防犯団体に対する支援や多摩中央警察署あるいは防犯協会等と協力しながら、防犯活動に取り組むことを担当しているところでございます。

本日の総合教育会議では、協議事項として治安情報の共有及び公開の

あり方についてということで、ご議論されるということでございましたので、今時点の市の取組について、お手元に事前に配布いたしました協議事項（２）の資料、不審者情報等の情報共有に係る事務要領、それから、本日、当日配布資料ということでA４の１枚のペーパーでございますが、それを使ってご説明させていただきます。

それでは、はじめに不審者情報等の情報共有に係る事務要領をご覧ください。こちらにつきましては、本年８月31日に決定いたしまして、取組を進めております。

まず、１番の趣旨にもございますが、「この要領は、市内で発生した不審者情報等について、関係機関による情報共有を行うため、必要な事項を規定するものとする。」というものでございます。これは、今市長からもお話がありましたが、従来各学校であったり、保育所であったり、その地域地域に限定して情報が、例えば不審者情報であれば、その保護者の家に配信されるといった取組がある学校もあれば、ない学校もあると。また、総務契約課に入ってきた情報を登録されている方には一斉に流すということがありましたので。そのようなことを受けて、もう少し広い範囲で情報共有してもらいたいというお声もありましたことから、この８月から情報共有の事務要領を定めまして、市全体で共有するという取組を進めたものでございます。

２の定義にもございますが、関係課といたしましては私どもの総務契約課、それから庁内では子育て支援課、児童青少年課、指導課及び生涯学習課というところで、子どもが関連する部署が関係課ということでございます。

少し先に行きまして（３）の不審者情報等のところでございます。市内の区域において不審者、これは声かけ、露出、不審行動者がいた場合に、関係機関において受信した情報、関係機関において受信した時点で客観的に不審であると感じられた情報を含んで、こうしたものを不審者情報という形で情報を共有していくということでございます。

１枚おめくりください。フロー図が出てまいります。こちらでご説明いたします。まず、関係課ということで、それぞれ保育所であったり、学童クラブ、小中学校、放課後子ども教室だったり、それぞれの各現場現場で様々な不審者情報をキャッチする場合があります。それについて、それを所管する市役所の各関係課の方に情報が上がってくるようにいたしております。

また、それを受けて、様式１ということで、また後ろの方に付いておりますが、その様式を使いまして総務契約課に情報を集約するよういたしました。総務契約課ではこの集約した情報について、個人情報や明らかにしないものについては配慮した上で、関係課に情報提供を流す。また、提供を受けた各課においては、そこから先、各現場現場に情報を流すというような取組を行ったものです。

また、当然、これとは別に地域安全情報として、ご登録いただいている方には総務契約課からのメール配信ということで情報も提供されるというものでございます。

3枚目以降はそれぞれのフォーマットでございますので詳細は省きます。まず、様式1が不審者情報を受信した課から総務契約課に入ってくる様式でございます。次が様式2としまして、総務契約課から今度は情報提供課以外の関係課に配信した時の様式でございます。それから、様式3が各関係課から各施設へ情報提供するための報告書というものでございます。

こうした流れを取り組み始めたということで、従前は各地域地域で限られていた情報が、広く市内全域に配信されるということから、件数的にも若干増えているような状況はございます。

それから、次の資料の説明をさせていただきます。当日配布資料の1枚ものをご覧ください。こちらは、先程申し上げた市内での連携とは違しまして、外部の連携で多摩中央警察署との連携のフロー図でございます。まず、左側が多摩中央警察署、真ん中が稲城市役所、右側が市民というようなフローになっております。

多摩中央警察署のところ、上段のグループをご覧ください。多摩中央警察署が不審者情報あるいは、最近多いですけれども、振り込め詐欺の情報等をキャッチした場合には、警察の情報配信サービスの名称でございますが、「メールけいしちょう」により登録している市民等にメールが配信されるというもので、これは我々市の方にも配信されてまいります。市がこの「メールけいしちょう」を受けまして、同じ内容のものを市民の方にも配信しております。同じ内容でございますけれども、登録されている方が違う場合があるので、市からも同じ内容のものを配信するものでございます。

それから、中段のところのフローでございますけれども、もう一つ、連続発生の恐れがある重要凶悪事件が発生した場合の流れでございます。こうしたことが発生した場合には、警察からは市役所であるとか地域住民に対して必要な情報提供が行われるということになっております。また、こうした情報を市役所の方で情報を受けた場合には直ちに地域住民の方に情報提供を行うという流れでございます。ただ、今までこの凶悪事件があった事例はございません。

なぜ、これがまた、こうした決めができてきたかということ、一つは昨年、平成27年の9月に埼玉県熊谷市でペルー人による六人殺害事件が発生しました。その中には子どもが二人含まれていまして、それだけではないと思いますが、そうしたことも踏まえて、もっと地域に早目に知らせた方が良いのではないかということからだと思いますが、警視庁の方からこのような通知が出されて、こうした取組がなされております。

それから、一番下段でございますけれども、これは広報しない事件とい

うものが原則にはあります。この情報は我々市役所の方にも全く入ってまいりません。当然、マスコミにも公表されないという事件もあるというものでございます。これについては、欄外に注釈を付けておりますが、広報しない事件というものは、署長の権限により、あるいはそれ以上の立場の方の権限により、今後の捜査に影響がある場合や性犯罪などで被害者心情に配慮が必要な場合については情報提供しませんということで、警察から言われているというものでございます。この警察からの情報提供については、通常、予防や防犯ということから、この上段のグループが専ら今、取組を進めているというものでございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

市長 そのような情報共有に関する取扱をしていますということですが、何かこのことについて質疑、ご意見等はございますでしょうか。
はい、保坂委員どうぞ。

保坂委員 協議事項の資料の4番、不審者情報等の共有方法の手順ですけれども、「不審者情報等は、次に掲げる手順及び別紙フロー図により、原則当日中（土、日、祝日、夜間等の場合は、翌開庁日とする。）に共有するものとする。」とありますが、例えば事の緊急性、そんな悠長に1日2日待っていてはまずい場合などもあると思うのですけれども、そのようなところはどのように対応していくことがよろしいのでしょうか。

総務契約課長 不審者情報で緊急性が高い場合は、それは臨機応変に考えていきたいと思っております。通常のメール配信等で、どこどこで声かけがあったなど、そのようなものについては、翌開庁日の対応で問題ないかと思っております。

保坂委員 別紙の方、いただいたこのフロー図ですけれども、上から下までずっとこうフローチャートになっていますが、最短で例えば上から下の絵のところ連絡が入って下の方に戻って来るまでにどれぐらいの時間がかかるのでしょうか。何度か様式1により、様式2により、様式3により連絡してもらおうのですが、この流れでいくと大体かかる時間としてはどれぐらいを見積もってらっしゃるのでしょうか。

総務契約課長 案件によって違いますが数時間かと思えます。数時間というのは5時間、6時間でなくて2、3時間でできるのではないかと考えています。

市長 紙として最後まで行くのはそのぐらい時間がかかるのですが、メール配信で一回全部流れますから、それだとそんなにかからないのではないのでしょうか。

総務契約課長 早ければ30分以内ぐらいには出すことができます。

保坂委員 私が、少し時間がかかるのではないかと思ったのは、様式1、様式2というものが、これは紙ベースで行くのではなくて、こういうフォーマットをメールで送るということでしょうか。

総務契約課長 そうということです。

保坂委員 はい、分かりました。

総務契約課長 当然、メールを開いて見なかったということになってはいけませんので、送った上で連絡もするというにはなるということです。もう一つ言えば、例えば2時間、3時間も時間かかるのではないかというお話もあるかもしれませんが、当然、不審者情報の時は警察がもう動いておりますので、それは対応できているとだけいただければと思います。

保坂委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

教育長 まず、この事務要領についてですが、関係機関あるいは施設が知り得た情報についての共有というように理解したのですが、一つは別紙にある警察からの情報、あるいはここにはないですけど市民からの情報というものはこの表とは別と考え良いのでしょうか。それから、知った情報の重大性にかかわらず共有するのか、要するに総務契約課に連絡するのか。受信した課あるいは施設が客観的に判断した結果で良いということなのか、事実そのままやるのかどうか。その辺がよく見えないのですが。

総務契約課長 この要領はあくまで内部の要領でありますので、警察からのルートはまた別で、別紙の方の流れになっております。重要な案件ということについてでございますが、警察が出せるものはメールと一緒に出しますということです。捜査情報で捜査に影響があるものは出せないの、市にもお伝えしないというように承っています。それについては我々も知る由がありません。

教育長 知りたかったのは、情報に対してかなり精通な総務契約課に連絡するにあたり、その重大性というか入ってきた情報をそのまま流すのか。ここに、客観的に不審者であると感じられる情報を含むというようにあったので、ある程度判断材料があつてからの報告となるのかどうか。

総務契約課長 不審だと思って、現場で通報されているものは全て上げてくださいます。その中で、例えば保護者の方とか、ご本人が公開してもらいたくないというものも含めて、もらえるものは情報としていただくと。その上で出せないものは出しておりません。ただ、我々も日中の活動、例えばパトロール活動など、そうした活動には、そうした情報は生かしていくというようにしております。

教 育 長 はい、分かりました。

市 長 一応、この要領は内部か内部でないかは別として、その情報の元がこの書いてある機関、施設から入ってきたものについて、どうさばくかというものなのですね。だから当然、総務契約課にダイレクトに入ってくるのは、この要領とは別に総務契約課の判断でどんどん流すということが良いですか。

総務契約課長 はい。

市 長 一般的には総務契約課に入ってくる情報は警察経由が多いのかもしれませんが、それはこちらの仕様ということで、この要領とは切り離されているということですね。

教 育 長 そして総務契約課に入ったものは全て関係課に流す。流さないで情報共有にならないですから。メール配信とは別に流すというのはこの様式3ということですね。

総務契約課長 個人情報隠さなくてはいけない場合には、それを隠して各課に流します。警察から来た情報は基本的に流すと。この様式を使った事例は現在のところありません。警察からの情報はメール配信を行いますので、それで各課も承知されることとなります。

城 所 委 員 例えばですね、私も先程一番最近の地域安全情報、不審者に注意のメールを見たのですけれども。それは警察からのこの「メールけいしちょう」と言われる部分の最新だと思いますが、11月29日の15時50分に発生して、私のところに来たのは11月30日の15時12分でした。丸一日経っていたのです。先程の緊急性や重大性の部分のご判断なのかもしれないわけですが。せめて警視庁から来る部分がもう少し早くなならないものなのでしょうか。

総務契約課長 その辺のタイムラグの理由が確認できませんけれども。早くできるものは早くしたいと思っています。

城 所 委 員 先程おっしゃっていた市内地域から上がってきたものについては2、3時間で何とかなると。ただ、警視庁から来る部分というのは、結局、そのぐらいのタイムラグが発生してしまうと、いわゆるリアルタイムの情報ではなくなってしまいますよね。その辺がどう切り分けられているのか、よく分からないなと思いますけれども。

市 長 総務契約課で止めているということはありませんか。

総務契約課長 それはありません。

市 長 入ってきた情報が古かったということですね。これは内容によって警察の方があえて公表する時間を遅らせるものがあるみたいなのです。事あるごとになるべく早く情報を伝えているということで、市では止めていません。情報が入ってきて1時間もかからないですよ。メールを打って流すだけなので、5分ぐらいでしょう。

総務契約課長 その時にいる職員の配置状況などもあるものですから、5分では難しい時があると思います。

市 長 総務部長どうなのでしょう。

総 務 部 長 これは私に報告する前に情報発信します。課長にも相談はしません。メールを受けた職員、いち早い者が先にデータを送る。今、課長が言ったのは、きちんとその受けるタイミングに職員がその場にいたかいないかということで時間差が出るということを言いたかったのだと思います。

市 長 たまたまトイレに行っていたとか、昼食に出ていなかったとかということもありますが、基本的に即時に送っているということですね。

城 所 委 員 警視庁からのメールが遅いと。

市 長 実は、今日あえてこれを総務部門に来てやってもらったのは、個別には言えませんが、この間ある案件がありました。若葉台の駅前で不審者の被害があったのですが、総務部はその情報を流しませんでした。被害者のプライバシー保護、被害女性なるべく報道しないでほしいということで警察から依頼があったのですが、その犯罪があったという事実は流さないと、犯人はそこですぐ捕まっていないので、また逃げて、次の被害を受ける可能性があるのです、リアルタイムで流すべきだと思います。

被害者個人が特定されることは当然必要ないけれど、そうした事案が起こったということはすぐに流すべきではないかという疑問があるのですが、その辺は何か皆さん、ご意見ありますか。

教 育 長 やはり我々が一番心配するのはプライバシーの問題です。先程、最初に聞いたのは、重大性にかかわらず連絡するのと言ったら、全て連絡してほしいという話だったわけですけど。では、そのプライバシーの判断は総務契約課でするという意味ですね、ということ確認したかったわけです。誰がするのでしょうか。教育委員会なら教育委員会で受けて、教育委員会がプライバシーを判断して、ここまでの情報という考えもあるのかと思って確認したわけですけど。先程、そういう言い方ではなかったの。もし、そうであれば、総務契約課でそのプライバシーについてどう考えているのでしょうか。

総務契約課長 このフロー図の流れで説明しますと、キャッチしたところがまず情報を上げていきますので、この中で公表しないでくださいという保護者の意向があるなど、そうしたものがあれば、こちらでそれをあえて個人が特定されかねないような情報も含めて配信するということはしていません。

教 育 長 そういう情報がなかった場合や、確認する余裕がないという場合はどうなるのでしょうか。

総務契約課長 それはこちらの方で公開できるのか、できないのか。上がってきた情報を公開して問題ないのかということは、上げてきた課に確認します。

教 育 長 そうすると、情報を上げてきた課はそれを確認しないといけないということですか。

総務契約課長 今までの事例でいくと、例えば学校の方でこうしたことが保護者から話がありましたと。保護者の方が公開して良いと言うから流してもらって結構ですといった情報ももらっています。

教 育 長 事件というのは全て情報公開して良いかどうかという前提に立って調査しているわけではないです。入ってきた情報をまとめて総務契約課へ上げるということをまず最初に思うわけです。では、それを公開して良いかどうかということは、その都度全て確認しているわけではないし、確認し損なうこともあるわけです。それをまた戻して確認していたら、先程の話ではないですけど、それだけまた遅くなるわけです。情報収集にあたっては全て公開して良いかどうかなどを確認して進めなくては

いけないのかという話にもなってしまいます。

総務契約課長 様式1の一番下の枠の各施設に情報提供を行う場合の注意事項というところをご覧くださいと、不審者情報を受信した課にまず判断していただきます。情報を伏せる必要がある場合には明記するというので、個人が特定されるような情報は載せないでくださいなど、そうしたことを書いていただいて、こちらに上げてもらう。

市長 総務契約課の言っていることは違和感があります。これは何のためにやっているのかと言ったら、不審者情報を共有するためです。原則全部共有です。一小と二小と三小と四小と全部担当者が違うのだから全部その判断がばらばらなのに、それぞれ現場に任せますというのでは、情報は入って来ないですよ。そういうことではなくて、不審者情報があったら全部、即座に総務契約課に通報してもらい、その情報をそのまま流すか一部を加工して流すかは別として、総務契約課が全ての情報を流すのです。起こったこと自体を全部公表しないということは、かなり特別な状況だと思います。

総務契約課長 例えば、具体的に何年生の女兒だなどということがあった時に、そこまでは公表しないでくださいとなれば児童などはぼやかすなど、そうしたことで流しています。

市長 けれど、この間は流さなかったわけでしょう。事件自体を公表しなかったことが問題でしょうということです。

総務契約課長 その件につきましては、広報しない案件になってくるので、警察からは情報が入ってきておりませんので、流していないということです。

保坂委員 警察から入ってくれば流すということですか。

総務契約課長 警察が広報案件として出しているものは我々も出します。警察が出せないものは知りようがないので出せないです。

保坂委員 ということは、この間の事案については警察から連絡がなかったので広報で流さなかったということですか。

総務契約課長 はい。この間の事件につきましては、私の方に警察とは別なルートから情報が入ってきたので警察に確認しました。警察に確認したところ、それは広報してない案件なので一切答えられないということだったので、こちらでもメール配信はしていません。

市長 警察がこの件について一切広報しないようにと言って、警察は広報しないわけですが、別の方から情報が入ってきて不審者情報は入手しているわけです。それを積極的に開示しないという判断を総務はしたということですね。

総務契約課長 私共に情報を提供していただいた元からは、そのご本人なり家族にも回って公表しないでくださいというお話もあったということで配信しませんでした。

市長 総務契約課の判断でその都度変わってしまっているという実態があるので、子ども達を守るという部分では不審者情報をどう扱うかというところをご議論いただきたいのですが、いかがですか。警察は警察の判断基準で広報しないという判断があるようでありますけれど、我々は市民を守るために必要なものは、入手したものは広めるべきだと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

教育長 この間の事件は教育委員会では当然事実確認しているわけで、警察が何と言ったのか、そのことが分かっていたら教えていただけますか。

教育指導担当部長 はい。
この件は教育委員会指導課の方には、最初は在籍学校の校長から入って来ました。保護者から昨日被害があったという言い方だったということです。

市長 その時に情報は入っていなかったのですね。終わった翌日に初めて知ったわけですね。

教育指導担当部長 そうです、翌日でした。在籍校の校長も保護者から、昨日不審者に遭ったということのみで、これ以上のことは申し上げられませんというお話だということでした。その話を受けまして、こちらから指導主事が警察の方に確認いたしました。警察からは、今、捜査中なので何も言えないと。また、メール配信等も控えてほしいと警察からお話がありました。

教育長 まさにそこの議論ですね。そういう事実があった、警察はそう思っているけれど市としてどう判断するかという問題になると思います。

市長 警察は色々な配慮があって、情報統制をしますが、我々は市民を守るために情報を流すのです。刃物を持ってうろついている犯人がまだいるのなら、それを広めなければいけない。本件について言えば、もともと

情報がもたらされたのが翌日で、その犯人がまだ刃物を持って逃げたという時ではないわけだから、その時にそれを広めたところで意味がないですよ。では、こうしましょう。今、若葉台の駅前で刃物を持った犯人が女の子を襲った。その後、捕まらずに逃走している。でも、その親御さんは子どもが特定されてしまうから公表しないでほしいと言ってきた。どうしたら良いでしょうか。

教 育 長 不審者がいるということは、やはり教えないと。

市 長 それを伝えないと意味がないですよ。基本的にこれは何のためにやっているかという、不審者情報を共有することによって被害に遭わないようにするためです。被害者を公表するという意味は全くないわけです。どんな状況だって被害者を特定するようなことは必要ありません。問題は、どういう不審者がどこにいるのか、気を付けましょうということだけです。

委 員 長 具体的な内容が入ると非常に特定しやすくなりますけれど、今回は刃物を持って何か事件が起こったということだけで配信することができたと思います。親の方が伏せてほしいというのは、具体的に内容が分かっている、そのような内容からするとという配慮だと思うのですが。もう一つ前の段階であれば、刃物を持った人に襲われたということで、それからそのような状況の中でというようなことは地域に配信できると思います。

市 長 では、そのような取扱いに変えてもらうということで良いでしょうか。

総務契約課長 一つよろしいですか。今、刃物を持ってとありましたけれど、それは犯人が捕まって報道されて分かった事実です。

市 長 そのケースは翌日になってから情報が入ったわけだから、警察があえて公表しなかった。だから情報が入ってこない。学校から情報が入ってきたのは翌日なので、そこでリアルタイムで速報する意味がないから速報しないパターンですよ。今は、仮に犯人が刃物を持って、被害者がいて、それがまずそこで捕まらずにうろついていた場合のことを仮定して言っているわけだから、それは広報するということです。

教 育 長 事案には、警察に当然行くものもあれば、こちらで教えるというものもある。凶悪事件でもこちらも知るチャンスがありますので、その場合にはどうするのかという話ですね。

市長 一回、総務契約課で考え直してもらいましょうか。不審者から市民を守るのが目的なので、そのためにどうしたら良いのかということを考える。だから、警察から来ようがどこから来ようが関係ない。その情報を統括しているのは総務契約課なわけですから、そこに情報が入ってきた時にそれを判断して、リアルタイムで市民を守るために発信しないといけない。そこに被害者の特定できるような個人情報なんて、どんな場合でも一切必要ないですよ。犯人逮捕のためにやっているわけではなくて、同様の被害者が出ないように不審者情報を流すのだから、そういうものはすぐ全件流す。なので、それぞれ担当課に判断を任せるなんてことを無理にしなくても良いですよ。ありのままに起こったことを、どこか消すという判断をしないで、起こったことは全部総務契約課へ連絡する。各小中学校、各保育園で何か不審者情報があったら、そのまま分かっている事実を総務に伝えれば良い。で、安全情報としてそこから被害者等々について特定できるようなもの、その場で公表する必要がないと思われる項目を外して、即、今こうした事案があるので気を付けてくださいというものを流す。極めて簡単ですが、どうでしょうか。そのようにしてもらえないと、学校の生徒さんを守れないですね。

教育長 そうですね。

今泉委員 場合によると親御さんの方が情報が早い。

市長 早いんですね。

今泉委員 役所からまだメールは来てないですけど。

市長 親御さんの方が早いのでは困りますね。

教育長 基本的には全て総務契約課に上げて、メール配信する時に一応このような内容で良いかという調整をするのが良いかと思います。それを迅速にやると。

総務契約課長 もう一つですね、いわゆる不審者情報というのと犯罪情報は少し違うと思います。その重さがあると思うので、それについて。今のご議論ですと、そうしたものを全てを出すという結論でよろしいでしょうか。

市長 そうです。

教育長 それから、今の件で要領と少し離れますけれど。その不審者情報という中にも色々と範囲があるわけで、例えば、本当に犯罪的な子どもが体

を触られた、話しかけられた、目が合っただけで怖かった、あるいは何か変な人を見かけたなど、色々な情報があると思います。これも子どもなり保護者なりの判断で学校やどこかに連絡するわけですね。ですから、入ってくる情報自体も非常にばらつきがあるのが実際だろうと思います。何かこの要領とは別に、その辺の統一的なものがなくて良いのかと思ってもいるのですが。

市長　　まず、そこにインテークの部分で判断してしまうと人によってしまい、分からないので周知できなくなるので、入ってきたものは全てすぐに流す、一切事実を流すと。そこの何か不確かなもの、何か身なりの悪い人を見かけた、通りかかったら何かおはようと声かけられたら不審者だなどということもあるわけですが、その者まで不審者情報あるいは安全情報として流すものではないということを、一定の判断を総務ですということですね。それは総務でないといけませんね。

教育長　　これは入った情報全て伝えるということですね。

市長　　一応、総務に一回持ち帰ってもらって、インテークではなくて、情報ソースが警察だろうと役所の内部機関だろうと市民だろうと関係なく流す。情報はどこからでも入ってくるわけですから、どこから入ってきたからということではなくて、全てあまねく入ってきたものをどういうように速報するか、何を公表しないかを考えてもらいたい。

整理してもらいたいのは何を秘匿するのか。それと、どういう情報が不確かなものとして速報で流さないのか、その2点ですね。その2点の基準を考えてもらい、整理してもらいたいと思います。必ずしも総合教育会議で決めることではないので、この不審者情報という意味では保育園の内部にも文化センターにも子ども達にかかわるところは一樣に問題があると思います。また、対象が子どもだけではないということ。一応、そのような整理を総務にもう一回してもらい、決まったらご報告をいただくということにしましょうか。そういうことで、よろしいでしょうか。

総務契約課長　　何が不確かか不確かではないかということは非常に難しく、これは多摩中央警察署からも言われていますが、不確かであったとしても流した方が警戒できるので良いだろうということの観点であるのかなと思っておりますので、なかなか不確かだから流さないという判断も難しいと思います。

市長　　基本的に情報は流すわけですね。明らかにこれは何か違うというもの、通りかかったおじさんがおはようと声をかけたとかなどは、総務契約課長が言ったとおりに裏の取りようがないから、総務契約課で判断するとい

うことで良いではないでしょうか。その判断基準はある程度整理してください。それでは、あとよろしいでしょうか。

(質疑・意見等なし)

市長 はい、ではこの件はこれでよろしく申し上げます。
では、この次に移りましょう。教育長どうぞ。

教育長 現在、状況はまだ確認中の案件ですけれども、いじめの重大事態として今後またこの会議で協議していただく可能性のある案件がございます。この後、報告させていただきたいと思っておりますけれども、今日は傍聴人がいませんが、個人の秘密にもかかわる部分ありますので非公開ということでお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

市長 よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

市長 では、非公開ということにさせていただきたいと思っております。それでは、ただいま教育長からご提案のありました件については、個人の秘密を守るという必要があることから、稲城市総合教育会議運営要綱第9条の規程に基づき非公開として会議を行うこととします。

(これより非公開)

非公開会議録は別紙。

(これにて非公開は終了)

市長 それでは、今日はありがとうございました。

(午前 11 時 58 分終了)